

## 日独フットボール・アカデミー規約

### 第1条 (名称)

本アカデミーは「日独フットボール・アカデミー」を正式名称とし、「日独 FA」を通称とします。(以下「本アカデミー」という)。

### 第2条 (目的)

本アカデミーは、アカデミー生が欧州チャンピオンズリーグに出場できる選手になることを最終目標とし、その目標のために最高の環境を提供すべく、最大限の支援を行い、育成することを目的とします。

### 第3条 (対象)

本アカデミーは、欧州チャンピオンズリーグを目指す小学3年生から小学6年生までの心身共に健康な男子をアカデミー生の対象とします。

### 第4条 (入会手続)

本アカデミーへの入会希望者は、本アカデミー所定の入会申込書に必要事項を記入し、保護者の同意を得た上で、保護者の署名捺印の上、本アカデミーに提出するものとします。なお、記載事項に変動が生じた場合には、遅滞無く、本アカデミーへ届け出るものとします。

### 第5条 (入会資格)

本アカデミーに入会することができる者は、以下の各号すべてに該当する者に限ります。

1. 本アカデミーの対象とする者
2. 本アカデミーの規約及び諸規定を遵守する者
3. 暴力団関係者でない者
4. 本アカデミーのセレクションを経て、本アカデミーが入会を認めた者

### 第6条 (進級時の可否)

1. 本アカデミーは四半期ごとに各アカデミー生の日頃のトレーニング並びに試合をコーチ陣が評価、査定し、最終的には学年末に当アカデミー校長であり、SV ヴェルダー・ブレーメン育成チーフ・スカウトのフランク・オルデネウィッツが各アカデミー生の進級の可否を決定します。その際には、若干名が進級出来ない可能性があり、その決定を各アカデミー生には受け入れていただきます。

但し、進級できなかったアカデミー生に対しては、評価結果を説明し、必要に応じて、当該アカデミーのコンサルティング(有料)を受けた上で、翌年度以降に復学の可能性も残されています。

2. 1の結果、上位クラスに適する技術等を保有していないと判断されたアカデミー生は、当該年次をもって、退会扱いとなります。

### 第7条 (入会金、年会費、月会費及びその他の費用)

1. 本アカデミーへ入会する者は、入会金、年会費、月会費及びユニフォーム代等その他の費用(以下「会費等」という)を所定の期日までに納入するものとします。
2. 会費等の内容及び支払時期は別途、本アカデミーが定める内容とします。

3. 会費等の納入方法は原則として指定口座決済サービス（預金口座振替）による引落としによるものとし、それが不可能な場合には本アカデミー指定銀行口座への振込みとします。その際の振込手数料はアカデミー生の負担とします。
4. 既に納入した会費等は、第 18 条の事由により 1 ヶ月以上の期間、アカデミーが休校・閉鎖した場合の当該月会費を除き、理由のいかんを問わず返還しないものとします。
5. 第 6 条、1 項の結果、本アカデミーが入会の継続を認めた場合、入会金は免除するものとします。

#### 第 8 条（本アカデミーの運営）

本アカデミーの運営は、株式会社日独フットボール・アカデミー（以下「本法人」という）が行います。

#### 第 9 条（指導及び指導場所）

1. 本アカデミーは、本アカデミーが定めた指導方法により、年齢と心身の発達に応じた指導を行い、具体的な指導方法は各コーチが決定するものとします。
2. 指導場所は本アカデミーが指定した施設（以下「施設」という）とします。但し、本アカデミーがアカデミー生に事前に連絡した上で所定の施設以外での指導を行うことがあります。

#### 第 10 条（休会）

1. アカデミー生の休会（1 ヶ月以上の期間を連続して休む場合を指します。）は、本法人が傷病等の正当な理由があると認めた場合に限り、許可するものとします。
2. 休会を希望するアカデミー生は、原則として、前月末日までに医師の診断書等を添えて本アカデミーに届け出るものとします。
3. 休会を許可されたアカデミー生の休会期間が医師の診断書に明記される完治期間を超える場合、アカデミー生及び保護者は滞りなく、本アカデミーに届け出し、相談するものとします。
4. 休会を許可されたアカデミー生の休会期間中の月会費は、本アカデミーが定めた金額の 50%とします。
5. 休会を許可されたアカデミー生の休会期間が 1 年以上になる場合は、第 21 条、第 4 項に相当すると見做し、除名とします。

#### 第 11 条（退会）

本アカデミー生が本アカデミーを退会する場合、アカデミー生は、当月 10 日までに本アカデミーに退会の届出を提出するものとします。

#### 第 12 条（健康管理）

本アカデミーに参加するアカデミー生の健康状態に関しては、常に保護者が責任を持って管理するものとします。

#### 第 13 条（保険）

1. アカデミー生は、入会時及び更新時に本アカデミーの指定するスポーツ傷害保険に加入し、別紙案内にて定める所定の料金を支払うものとします。
2. スポーツ傷害保険加入の手続きは本アカデミーが代行するものとします。
3. 本アカデミーの活動中及び往復中における事故については、スポーツ傷害保険の補償範囲内でのみ補

償されるものとし、アカデミー生及び保護者はいかなる場合においても本法人に対して損害等の賠償請求を行わないものとします。

#### 第 14 条（アカデミー通学）

1. アカデミー生は本アカデミー会場までは自己責任のもとで通学するものとします。
2. アカデミー生及び保護者は通学時に道路交通法及び規則を遵守し、交通事故のないよう努めるものとします。
3. 往復中の交通事故等で発生する傷害については、スポーツ傷害保険で補償されるか否かに関わらず、本法人に対して損害等の賠償請求を行わないものとします。

#### 第 15 条（盗難・紛失及び忘れ物）

1. 練習中に生じた盗難・紛失について、本アカデミーは一切損害賠償の責を負わないものとします。
2. 忘れ物については、本アカデミーが保管して 1 ヶ月を経過した後に処分することに異議を述べないものとします。

#### 第 16 条（個人情報の管理及びアカデミー活動中の写真等の掲載）

1. 本アカデミー及び本法人は本アカデミー在会中に知りえたアカデミー生に関する情報（以下「アカデミー生情報」という）を本アカデミー及び本法人の運営に利用する他、別途規定する「個人情報保護方針」及び「個人情報管理規程」に定める場合ならびに公的機関の要請を除き、一切のアカデミー生情報を提供・開示しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本アカデミー、本法人及び本アカデミーに対する協賛会社（以下「スポンサー」という）の運営・広報活動のため、本アカデミー活動中の写真、ライブ情報を、本アカデミー、本法人及びスポンサーの各ホームページ、パンフレット等に掲載することがあります。アカデミー生及びその保護者はこれを了承の上、入会したものとします。

#### 第 17 条（施設の利用制限）

アカデミー生は各クラスに定められた曜日・時間に限り指導を受け、また施設を使用することができるものとします。

#### 第 18 条（アカデミーの休校・閉鎖等）

本アカデミーは次の理由により、予告なくアカデミーの場所の変更、休校又は閉鎖することがあります。

- ①天災・地変その他の事情によりアカデミー開催が不可能な場合。
- ②利用施設の補修または改修をする場合。
- ③社会情勢、経済状況に重大な異変がある場合。
- ④本法人と株式会社シュタディオンの間の契約が事由のいかんを問わず終了した場合。

#### 第 19 条（クラスの新設・アカデミー開催曜日時間帯の変更・廃止等）

本アカデミーは、アカデミー生の参加状況等により 30 日前の予告をもってクラスの新設、アカデミー開催の曜日及び時間帯の変更又はクラスの廃止をすることがあります。

## 第20条（遵守事項）

アカデミー生及びその保護者は、次の事項を厳守するものとします。

- ①本アカデミーの目的に沿うよう努めること。
- ②本規約を遵守すること。
- ③本アカデミーが指定したユニフォーム等がある場合はそれを着用し、常に品位を保つよう努めること。

## 第21条（除名等）

アカデミー生又は保護者が次のいずれかに該当する場合、本アカデミーは当該アカデミー生を除名することができるものとします。

1. 会費等を3ヶ月以上滞納したとき
2. 本規約に違反したとき
3. 本アカデミーの名誉を毀損する行為や他のアカデミー生又はその保護者に著しく迷惑となる行為をしたとき
4. その他本アカデミーがその趣旨目的に照らし本アカデミーに属することをふさわしくないと認めるとき

## 第22条（免責）

本アカデミーの活動中に発生した事件・事故、トラブル、盗難等について、本アカデミー、本法人及び本アカデミーコーチを含むスタッフは、故意又は過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

## 第23条（ホームページでの告知）

本アカデミー生に対する連絡事項は、本アカデミーもしくは本法人のホームページ上における掲載又は入会申込書に記載された保護者のメールアドレスへのメール送信によって行うものとし、いずれかの方法によって告知された事項については、アカデミー生に連絡されたものとします。

## 第24条（改正）

本規約の改正・変更は本法人の定めるところによるものとし、本法人は必要に応じ随時、本規約を変更することができるものとします。

## 第25条（専属的管轄裁判所）

本法人とアカデミー生又はその保護者との間で生じた、本規約及び本アカデミーに関するその他の諸規則、諸規定に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

## 附則

本規約は2016年12月1日より発効する。

以上